解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

福岡県福岡市中央区天神三丁目一〇番二五号　特定非営利活動法人森林誌研究所

代表清算人　遠藤　日雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗五一一四番地　財団法人篠栗保育園

代表清算人　田中　千春

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月二十日大分県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

大分県臼杵市大字海添二五〇番地　医療法人輔仁会

清算人　奥津　明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字笹森一番地八七　特定非営利活動法人まちのふくしネットワーク

清算人　佐久間厚子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

福島県福島市杉妻町二番一六号　財団法人福島県学生寮

代表清算人　遠藤　俊博

解散公告（第二回）

当財団法人は、平成二十三年四月一日に存続期間の満了により解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

埼玉県さいたま市大宮区下町三丁目八番地三　財団法人さいたま市在宅ケアサービス公社

代表清算人　田口　和雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

岐阜県加茂郡白川町河岐七一一番地　特定非営利活動法人あんじゃない

清算人　内藤　隆

清算人　横山　治枝

清算人　土屋　章子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月三日開催社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

愛知県一宮市大和町苅安賀字上東出四四番地　NPO法人ジュニアダンススポーツ振興会

清算人　青山　重之

解散公告（第二回）

当法人は、定款をもって定めた解散事由の発生により平成二十三年三月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

愛知県岡崎市康生通南二丁目一五番地　医療法人翔徳会杉浦医院

清算人　杉浦　皓

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月十三日開催の理事会の議決により平成二十三年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

神戸市中央区磯上通三丁目一番三二号　財団法人神戸市障害者スポーツ協会

代表清算人　雪村新之助

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

奈良県吉野郡吉野町大字千股二七一番地　財団法人千股自治会

清算人　内田　博

解散公告（第三回）

当法人は、存立期限の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

群馬県前橋市本町一丁目五番二号　財団法人前橋市都市整備振興公社

清算人　関口　和敏

解散公告（第三回）

当法人は、存立期限の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

群馬県前橋市千代田町二丁目五番一号　財団法人前橋勤労者総合福祉振興協会

清算人　中野　浩

解散公告（第三回）

当法人は、存立期限の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

群馬県前橋市岩神町一丁目二番一号　財団法人グリーンドーム前橋

清算人　中野　浩

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

東京都千代田区一ツ橋一丁目一番一号毎日新聞社内　社団法人日本花いっぱい協会

代表清算人　浅村　亮

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目一番一号　財団法人座間市開発公社

代表清算人　宮代　孝男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月五日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年五月十八日

長野県長野市三輪一丁目八番二四号　特定非営利活動法人グループエイティーン

代表清算人　塚田　照雄